

ハロー通信



NO. 5
2005. 秋

発行元：えひめ保健企画（若水ハロー薬局・松山ハロー薬局）

もしあなたが、脳梗塞になってしまったら…。早期の治療は、後遺症を軽減します。また、再発予防はとて大切です。今回は、前回の脳梗塞のリスク要因、前触れ症状にひきつづき、脳梗塞の治療と再発予防のお話です。

夏の脳梗塞から身を守る！～その2～

☆脳梗塞の治療

● 急性期（発作直後から2～4週間以内）

- ① 手術…脳動脈に管を入れて血栓を溶かしたり、削ったり、破裂した動脈瘤が再び破裂しないようにクリップをかけたり固めたりする。また必要があれば出血してできた血液のかたまりを取り出す。
- ② 内科的治療…点滴で血栓を溶かす、周辺の血の流れをよくする、脳細胞が死ぬのを防ぐ、脳のむくみをとる、などの薬がつかわれる。
- ③ リハビリ…発作の当日から始めることもある。なるべく早く始めるほうが、機能回復がのぞめる。

● 回復期、維持期

リハビリが治療の中心となる。

☆再発を防ぐために

- 10年間で約20%の人が再発。だから再発予防は大切です。
- 再発予防3つのポイント

- ① 薬を使った血栓予防
- ② 危険因子対策
- ③ 定期的な検査



① 薬を使った血栓予防

脳の血管を詰まらせるのは血液のかたまりです。薬を使って血液を固まりにくくして脳梗塞を予防します。用いられる薬には「抗血小板薬」と「抗凝固薬」があります。

- ・「抗血小板薬」…ラクナ梗塞（脳の細い血管が詰まる）、アテローム血栓性脳梗塞（脳の太い血管が詰まる）に使う。【アスピリン、塩酸チクロピジン、シロスタゾール】
- ・「抗凝固薬」…心臓にできた血栓が原因となる心原性脳梗塞の再発予防に使う。【ワーファリン】

② 危険因子対策

- ・ 禁煙
- ・ 食生活を改善し、運動を心がける。（低脂肪、低エネルギー、低塩分の食生活、無理のない程度の運動）
- ・ 生活習慣病や心臓病を治療する。

● **ポイント** ……………
再発した人のなかには、薬を勝手にやめた、又は指示通りのんでいなかった人が多い。薬を正しく飲むことが大切！

③ 定期的な検査

症状がなくても1年に1回検査を受ける。

- ・ MRI 検査 → 脳の断面を画像化する。
- ・ MRA 検査 → 血管の状態を画像化する。
- ・ 頸動脈エコー → 頸部の太い血管に動脈硬化が起きてないか調べる。

これらの検査は痛みもないし、半日ほどで終わる。

□ その他の注意点

「めまい」、「麻痺」、「しびれ」などの前触れ症状にも注意。

医療費について～薬局窓口の会計のなどに迫る!～

今日は薬局での窓口会計について紹介したいと思います。

そもそも薬局の窓口会計というのは、厚生省の定める『調剤報酬点数』という会計基準にそって計算されています。この調剤報酬という点数はおおまかに分けると次の4つに分類されます。

- ①調剤術料 ②指導管理料 ③薬剤料 ④特定保健医療材料

これらが複雑に組み合わさって患者様の窓口負担金が計算されています。

この調剤報酬というものは、とても複雑で分かりにくいものとなっています。そこで今回は患者様からよく寄せられる質問をご紹介します。

Q1: 薬局によって支払う金額が違うのはどうしてですか？

A1: 上の①～④のなかで、どこの薬局でも同じ金額なのは③の薬剤料だけです。特に①の中に含まれる調剤基本料というものについては、1ヵ月間に受け入れる処方箋の枚数と、受け入れている病院の数によって薬局が4つのグループに分けられており、グループによって違う金額が設定されています。その為、市内の薬局でもお店によって金額が違うという事態が発生しているのです。

Q2: 同じ薬なのに飲み方が変わっただけで金額が高くなったり安くなったりするのはどうして？

Q2: これも①の中の、調剤料というものが原因です。

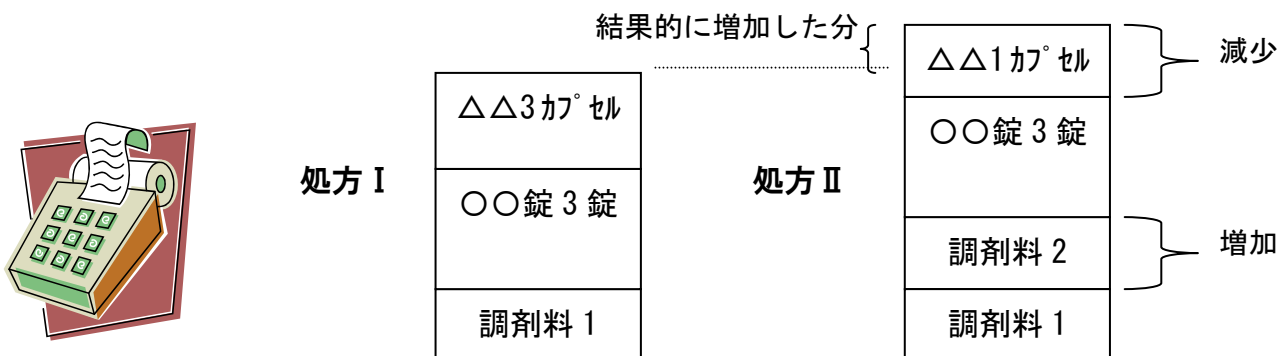
たとえば、Aさんが

処方Ⅰ ○○錠 3錠 毎食後
△△カプセル 3カプセル 毎食後

という薬を飲んでいたらとしましょう。調子が良くなってきて、

処方Ⅱ ○○錠 3錠 毎食後
△△カプセル 1カプセル 朝食後

という処方に減量になりました。Aさんは『薬が減ったのだから当然薬代は安くなる』と考えます。しかし、調剤報酬では飲み方が変わると金額が変動します。Aさんの処方Ⅰはどちらの薬も毎食後で飲み方は1つしかありません。処方Ⅱは毎食後、という飲み方と、朝食後という飲み方の2つがあります。これを調剤報酬の会計基準に当てはめると調剤料という点数が1つから2つになるので調剤料が増加し、薬が減量になっても薬自体の金額が安い場合には、結果的に窓口負担金が高くなる場合があります。



だからといって薬局で勝手に飲み方を変更したりすることはできませんし、それは違法になります。ドクターは患者様1人1人の体調に合わせてお薬を処方していますので、お薬は決められた服用方法を守ってお飲み下さい。

少しは薬局での会計の謎がとけたでしょうか・・・？

窓口負担について何か疑問のある方は、お気軽に薬局職員までお尋ね下さい！